

会員周知必須
(事務連絡文書 2 枚)

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日
(医療管理・情報管理課扱い/メール)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

オンライン資格確認に関するお知らせについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年も早いもので、一年の締めくくりの時期になりました。

先般、オンライン資格確認の導入における補助上限額 32.1 万円が **42.9 万円**に増額された旨、お知らせしたところですが、あらためてオンライン資格確認の導入に関するポイントを整理いたしましたので、今一度、会員歯科医療機関等への周知にご協力をお願いいたします。

(1) 追加補助について (添付資料 1、添付資料 2、添付資料 3)

歯科診療所の場合	
<u>基準事業額上限の 42.9 万円の補助を受けるために</u>	<u>令和 3 年 3 月末までに、顔認証付きカードリーダーの申込が必要です。</u>
顔認証付きカードリーダー	1 台無償提供

- ・まずは、来年 3 月末までに顔認証付きカードリーダーについてお申込みいただき、オンライン資格確認システムのための導入に向けた準備をお願いいたします。(添付資料 3：厚労省資料 ケース 1 参照)
- ・すでに顔認証付きカードリーダーを申し込まれている歯科医療機関について、今回の補助金増額に伴う追加手続きの必要はありません。
添付資料 2「Q&Aーその 5」に追加補助の詳細が示されておりますので、併せてご確認ください。

(2) オンライン資格確認等システム利用申請の紙申込について

(添付資料4、添付資料5)

- ・ 本会発の事務連絡文書（令和2年11月4日・医療管理・情報管理課扱い「オンライン資格確認等に関するセキュリティガイドライン」及び「顔認証付きカードリーダー申込後のオンライン資格確認等システムの利用申請」について）にて、オンライン資格確認等システム利用申請の紙申込について、追って連絡することとしておりましたが、今般、厚生労働省より紙申込の受付に関する案内がありましたのでご連絡いたします。
- ・ オンライン資格確認の利用申請（電子証明書発行申請も含む）は、各歯科医療機関におけるオンライン資格確認システムの導入・設置が完了し、本番前のシステム運用テストの際から**必ず必要**となります。
- ・ 申込時期の目安として、WEB申込の場合は申請から概ね7日、紙申込の場合は概ね15日程度で発行通知書が送付される予定となっております。各歯科医療機関において、システムの導入・運用テストのスケジュール等を加味した申請をお願いいたします。
- ・ 利用申請書は、添付のワードファイル（添付資料4②）を活用ください。また、以下の支払基金ポータルサイト（様式集「オンライン資格確認利用申請関係様式」）からも入手可能です。

<https://www.iryohokenjyoho-portal.site.jp/download/post-4.html>

(3) オンライン資格確認に係る運用テストについて

- ・ 現在、厚労省・支払基金、回線事業者等と連携し、本会役員を対象にオンライン資格確認に係る医療機関システムの運用テスト実施に向けた準備を進めています。
必要に応じ、オンライン資格確認システムのテストと合わせ、歯科レセコンベンダーと連携の上、医療機関の既存システム（レセコン・カルテコン等）との連携テストも実施予定です。テストの結果につきましては、可能な限り情報提供する予定です。

(4) オンライン資格確認の導入推進について（添付資料6）

- ・ 厚生労働省は、医療関係団体に対しオンライン資格確認の導入推進をお願いするとともに、レセコン業界等に対し、オンライン資格確認システムとの連携に係る医療機関等への導入支援として、適正な費用見積もりを要請しています。
- ・ 補助金額を大幅に上回る費用の見積もり等が提示された際は、その内容をよく精査いただき、必要があれば日本歯科医師会に情報提供をお願いいたします。

- ・国は、医療分野における ICT を利活用した様々な医療情報連携ネットワークの構築に向け、精力的に取り組んでいます。

オンライン資格確認等システムとマイナンバー制度のインフラが、現在、国が掲げている「データヘルス集中改革プラン（令和４年度中の運用開始を目指す）」における大きな柱（①全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大②電子処方箋の仕組みの構築③自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みの拡大）の基盤となることから、その重要性と今後の発展性を踏まえた会員歯科医療機関等への周知にご協力をお願いいたします。（添付資料６）